

## 奈良県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定（案）の概要

### <一部改定（案）の概要>

国は、平成30年4月に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を策定し、人生100年時代を見据えて、地域における高齢者の通いの場を中心とした介護予防や、フレイル対策などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討されてきたところです。

当広域連合におきましては、医療費適正化の取り組みや、保健事業の効果的かつ効率的な実施のため、平成30年に策定した第2期データヘルス計画のPDCAサイクルを徹底するとともに、市町村の医療保険・介護・健康担当部局や、県内保健所・奈良県国民健康保険団体連合会との情報交換の場として「保健事業ブロック会議」を設け、市町村等との連携体制の構築にも取り組み始めたところです。

このような状況の中にあって、令和元年5月に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとした関係法令が改正され、令和2年度から地域における高齢者の通いの場を中心とした介護予防やフレイル対策などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施できることとなりました。

そこで、これを好機と捉え、医療・介護・健診等の情報をもとに、様々な健康課題を抱える高齢者を適切な医療・介護サービスにつなげられるよう、市町村と広域連合がこれまで以上に連携し、一体となって高齢者の健康を支える取り組みを進めていくため、広域計画の一部を改定します。

※第3次広域計画の改定については素案を作成し、12月11日に構成市町村に素案に対する意見聴取を行い、第3次広域計画一部改定（案）【別添】をとりまとめました。

今後は、1月に開催する構成市町村担当課長会議で提示し、2月開催予定の広域連合議会定例会における審議を経て、4月からの施行を予定しています。

### <策定スケジュール（案）>

- |      |     |                               |
|------|-----|-------------------------------|
| 令和元年 | 12月 | 素案に対する構成市町村の意見聴取              |
| 令和2年 | 1月  | 構成市町村担当課長会議で、第3次広域計画一部改定（案）提示 |
| 令和2年 | 2月  | 広域連合議会（定例会）に提案                |
| 令和2年 | 4月  | 計画の施行                         |